

3つのワクチンが定期予防接種に！

平成25年4月1日より、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンが、予防接種法に基づく定期予防接種になりました。

平成25年3月号広報でお知らせしていたヒブワクチンの取扱いは従来どおりで変更ありません。なお、子宮頸がんワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンに変更はありません。

次ページの表を参考に接種をすすめてください。

※定められた接種年齢・接種間隔で接種できない場合は、定期外接種（任意接種）となり、費用が自己負担となります。

BCG定期接種対象者が変更！

平成25年4月1日から、結核予防のBCG定期接種の対象者が下表のとおり変わりました。標準的な接種期間は、「生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間」です。小さなお子さんを結核という病気から守るためにBCGの接種を忘れないようにしましょう。

BCG 定期接種対象者	
変更前	生後6月に至るまでの間にある者
変更後	生後1歳に至るまでの間にある者

日本脳炎予防接種の対象者が追加！

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期の予防接種を受けていない平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方については、4歳以上20歳未満の方を定期の予防接種の対象としていましたが、予防接種法施行令の改正により平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの方も予防接種の対象者になりました。

